平成２９年（フ）第５５７１号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番31－Ａ302号
債務者　吉岡　良介
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５７２号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番31－Ａ302号
債務者　吉岡　佐和（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８９号
大阪市此花区伝法１丁目１番２－323号
債務者　石田　　憲
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６５２号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１－710号
債務者　木村　嘉博
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７６０号
大阪市東成区大今里南２丁目７番22号　ブランデール今里　302号
債務者　中野　誠三
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２号
大阪府東大阪市新池島町４丁目２番52号　有料老人ホーム豊友321
債務者　築地　　秀
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２３号
大阪府枚方市星丘２－14－39　グランゴール星ヶ丘　302号室、住民票上の住所京都府八幡市男山香呂４番地－Ａ42－201
債務者　一二三彩香
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３３号
大阪府高槻市牧田町５番19－403号
債務者　寺田たみ子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３８号
大阪府吹田市南吹田５丁目37番23号（209）
債務者　久田　耕造
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７６号
大阪市城東区中央１丁目11番７号　ウィングコート大和　201号
債務者　宇都宮一郎
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７７号
大阪市城東区中央３丁目10番20－318号
債務者　宇都宮美弥子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１号
兵庫県加東市永福563番地431
債務者　髙野　翔太（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３７４号
奈良市西大寺新田町３番19号　植村マンション２号
債務者　三浦　美枝
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
奈良県大和郡山市新町247番地３　片桐東団地Ｃ棟103号
債務者　若松　広勝
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１００号
岡山県津山市神戸374番地１
債務者　津本　幸雄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３００号
香川県高松市国分寺町新名398番地　サニーコーポラスＢ棟102号
債務者　大西　美加（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係